

住宅政策と高齢者福祉政策の融合・協働

連携と協働の転換点となったのが、2006年の量的拡充を目的とした住宅建設計画法の廃止と住生活基本法の制定、さらに翌年の住宅セーフティネット法の制定である。これを受けて2011年、高齢者住まい法改正を根拠に、高優賃・高専賃といった高齢者向けの住宅をサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」）にすべて統一し、今日に至っている。サ高住は玉石混交でいろいろ言われてはいるが、国の目指す高齢者住宅、持ち家でもなく介護施設でもない住まいとして位置づけられている。

高齢期の住まい類型

北海道住生活基本計画に基づく住宅施策の方向性として、道はバリアフリー住宅を促進し地域で高齢者が暮らせる住生活の実現、自宅で暮らせない場合にはサ高住の供給促進・全道展開、公営住宅の再配置などを推進している。

この計画の成果指標の例として、サ高住の登録数を2025年までに27,000戸（2019年現在19,599戸）にしようとして計画している。サ高住は日本型高齢者住宅の旗手であるというのは建前で、公的賃貸住宅の拡充が間に合わない、施設への入居を減らし介護保険の利用依存度を下げたい、シルバー産業を振興して経済活性化に繋げたいのが本音であり、こうした期待をサ高住は担わされているのが実態である。

しかしながら、サ高住の性質は民間賃貸住宅であり、家賃は決して安くはないのに対し対象は何らかの支援が必要で一人暮らしが不安な高齢者である。経営主体は元々高齢者福祉や医療や介護にポリシーや

知識がある人ではなく、民間株式会社がシルバー産業として進出してきているので、見守りが必要な高齢者に安心を提供する住居といった理念と相容れない経営方針も垣間見える。ただし、政策担当者も、サ高住あるいは高齢者向け住宅の市場は誕生して間もなく未発達であり、健全な市場形成と発展にはまだ時間がかかると認識している。

まとめ

高齢期の住まいとして私たちが求める在宅とは何かというのが問題である。スウェーデンでは認知症の人が終末期を過ごす場所は高齢者施設が89%を占めている。

日本の場合は、これまでは元気なときは家に居て、要介護になれば施設に入り、病気になれば患者として病院に入院していた。そして施設に入るほどではないが、自宅では暮らせないという人が行き場所がない、あるいは自宅で不自由を強いられて暮らしてきた。これからは、そしてこれが地域包括ケアシステムの「カナメ」であるが、自立をサポートする住空間として、施設のような自宅、もしくは自宅のような施設が必要となるであろう。

従来の持ち家主義から脱出するためには、ヨーロッパ諸国にみられる「石への支援」一國が建設業者へ建設費用を補助し、その条件として家賃を公営住宅並みに低く設定させる一や家賃補助といった「直接支援」などの政策を推進し、良質な賃貸住宅を生活ニーズに応じて選択、確保できることが必要である。



**みんなで乗れば、
未来が変わる。**

考えよう。行動しよう。公共交通の未来。

北海道医師会は、北海道鉄道活性化協議会（会長：北海道知事）の構成団体として、JR北海道をはじめとする公共交通機関の利用促進に協力しています。

会員の皆さまにも是非ご支援を賜りますようお願いいたします。

公式 Web サイト <https://www.hokkaido-rail-k.jp/railzell-cam>